

平成 2 1 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 1 年 3 月 6 日（金曜日）

---

議事日程（第 2 号）

平成 2 1 年 3 月 6 日（金）午前 1 0 時開議

- |         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1   |           | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第 2   | 議案第 1 号   | 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計予算の議決について                   |
| 日程第 3   | 議案第 2 号   | 平成 2 1 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について           |
| 日程第 4   | 議案第 3 号   | 平成 2 1 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について           |
| 日程第 5   | 議案第 4 号   | 平成 2 1 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について          |
| 日程第 6   | 議案第 5 号   | 平成 2 1 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について            |
| 日程第 7   | 議案第 6 号   | 平成 2 1 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について                 |
| 日程第 8   | 議案第 7 号   | 平成 2 1 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について                 |
| 日程第 9   | 議案第 8 号   | 平成 2 0 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について          |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 号   | 平成 2 0 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について  |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 号 | 平成 2 0 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について  |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 号 | 平成 2 0 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 号 | 平成 2 0 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について        |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 3 号 | 平成 2 0 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について        |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 4 号 | 尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条                     |

例の制定について

- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 尾鷲市市税条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 三重県尾鷲市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 尾鷲市立公民館条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について  
( 質疑、委員会付託 )
- 日程第 2 6 一般質問

出席議員 ( 1 5 名 )

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1 番 神 保 美 也 議員   | 2 番 内 山 鉄 芳 議員     |
| 3 番 三 鬼 孝 之 議員   | 4 番 田 中 勲 議員       |
| 5 番 真 井 紀 夫 議員   | 7 番 三 鬼 和 昭 議員     |
| 8 番 高 村 泰 徳 議員   | 9 番 與 谷 公 孝 議員     |
| 1 0 番 端 無 徹 也 議員 | 1 1 番 濱 中 佳 芳 子 議員 |
| 1 2 番 北 村 道 生 議員 | 1 3 番 村 田 幸 隆 議員   |
| 1 4 番 濱 口 文 生 議員 | 1 5 番 中 垣 克 朗 議員   |

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市	長	奥	田	尚	佳	君
会計管理者兼出納室長		湯	浅	英	男	君
市長公室長		栗	藤	和	治	君
総務課長		川	口	明	則	君
防災危機管理室長		小	倉	宏	之	君
税務課長		世	古	正	太	郎
福祉保健課長		宮	本	忠	明	君
環境課長		楠		文	治	君
環境課廃棄物・資源リサイクル担当調整監		佐	々	木		進
市民サービス課長		山	下	恭	徳	君
建設課長		北	村	都	志	雄
新産業創造課長		奥	村	英	仁	君
水産農林課長		岩	出	育	雄	君
水道部長		川	端	直	之	君
尾鷲総合病院事務長		大	倉	良	繁	君
尾鷲総合病院総務課長		大	川	一	文	君
尾鷲総合病院医事課長		世	古	讓	治	君
教育委員長		北	澤	雅	臣	君
教育長		田	中	稔	昭	君
教育委員会教育総務課長		吉	澤	壽	朗	君
教育委員会生涯学習課長補佐		児	玉	佳	高	君
教育委員会学校教育担当調整監		玉	津	勲	哉	君
監査委員		濱	田	俊	次	君
監査委員事務局長		濱	野	薫	久	君

議会事務局職員出席者

事務局長	山	本	和	夫
------	---	---	---	---

議事・調査係長  
議事・調査係主査

内 山 雅 善  
竹 平 專 作

〔開議 午前10時02分〕

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において9番、與谷公孝議員、10番、端無徹也議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、日程第25、議案第24号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」までの計24議案を一括議題といたします。

ただいま議題の24議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、16番、南靖久議員。

16番（南靖久議員） 皆さん、おはようございます。しばし時間をいただきたいと思っております。24議案中3議案について質疑を行いたいと思っております。

まず、私の質疑は、議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、歳出の第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の8節報償費のうち、一般総務管理費として計上されております当初予算書の67ページの報償費24万1,000円と顧問弁護士料37万8,000円について、それに議案第8号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」のうち、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の8節報償費のうち、減額補正されております補正予算書の28ページの報償費の21万円について、それと議案第8号、これも同じく一般会計補正予算の方の第2款総務費、第1項総務管理費の5目企画費の中の負担金、補助及び交付金のうち、減額補正をされております一般コミュニティ助成事業補助金300万円についての3件の質疑を行いたいと思っております。

それでは、質疑通告に従いまして、議案第1号「平成21年度一般会計予算の

議決について」の当初予算書の67ページの第2款総務費の報償費中の24万1,000円と顧問弁護士料37万8,000円について、それと議案第8号「平成20年度補正予算(第6号)」の28ページの21万円の減額補正予算については、これはお互いに関連することから、2議案についてあわせて質疑を行いたいと思いますので、行政責任者としての今回計上されている民事訴訟の予算について、尾鷲市長自身の認識と裁判に臨む決意を、予算書を通じてお伺いしたいと思います。

まず初めに、市長は今議会冒頭で、市長として兼業禁止、いわゆる税理士法違反容疑をみずから認めていながら、私ごとで騒がせて申しわけなく、議員あるいは市民の皆さんに心からおわびをしたいと述べられ、その発言が地元新聞でも大きく取り上げられ、あなたの今回の事件に、公人としての問題がそのような私的な判断であるという市長の認識に、私自身、愕然としたというよりか本当に驚きました。我々議員は、今回の尾鷲市長としての税理士法違反容疑を奥田尚佳個人の問題と単に取り上げて声高に言っているものではありません。議会で何回となく奥田尚佳個人の問題を取り上げて議会は問題にしていたのかと、あなたは本当にお思いですか。本当に個人のこととと思っていたのであれば、極めて情けない限りであります。

それでは、本題に入ります。

議案第6号、第2款第1項の総務管理費の21万円の減額補正予算は、これは昨年の10月に開催されました臨時議会で計上された訴訟費用の予算45万1,000円で、奥田氏の議員当時の本会議での抽象的と思える発言が原因で、迷惑にも個人訴訟が尾鷲市も訴訟の対象にされ、裁判費用として計上されたものであります。この予算につきましては、付託されました当時の総務常任委員会で可否同数となり、委員長裁決で否決され、本会議において本来委員会の結果を尊重して採決の判断とするのが我々議員としての基本的な考えですが、我々市民クラブ4人のメンバーは、委員会の結果に反して、その理由として尾鷲市も被告であること、そして裁判費用については、市長はみずから市に迷惑をかけず個人補償をすると約束したこと、そして、市長自身が一審で敗訴すれば市長職を辞するといった潔さなどをかんがみ、我々市民クラブのメンバー4人は賛成をした経過があります。そういった中で、まず、いま一度奥田市長に決意を再度確認いたしたいと思います。

まず1点は、一審で今回の名誉棄損の民事訴訟に敗訴すれば市長職を辞すると

いった言葉にうそ偽りはなく、心変わりはありませんか。

2点目は、それに個人補てんすると確約をしておりました裁判費用について、あなたはどのような形でいつごろまでに補てんをするおつもりなのか、それもあわせて確認をいたしたいと思います。

次に、議案第1号の方ですが、一般会計当初予算の報償費と一般管理費として計上されております24万1,000円と顧問弁護士料37万8,000円については、今回の補正予算の減額分の21万円も含んでの予算だと理解をしておりますが、この3万1,000円の増加分もあわせて詳細にその内訳をお聞かせ願いたいと思います。

それともう一点は、昨年までは生活相談の顧問弁護士料として予算されておりましたが、今年度の予算書を見ておきますと、生活相談ではなく一般管理費の中で計上されており、うがった見方をすれば、奥田市長のための顧問弁護士料のために総務の方へ予算を移したのかなというような若干思いがいたしますので、その予算を市民相談から総務の方へ分けた点についてもお聞かせを願いたいと思います。

それと最後に、議案第8号の「20年度補正予算(第6号)」のことについて、31ページですけども、企画振興事業の中の負担金、補助及び交付金についてお尋ねをいたしたいと思います。これは一般コミュニティー事業のことで、今回300万円もの予算が減額補正をされております。当初予算を見ておきますと500万円を計上されており、このコミュニティー事業については、いろんな地域の各種団体等が太鼓を買ったり、文化の継承等で利用させていただいておる予算だと私自身は認識して、また、私どもの向井地域でも地区集会所でコミュニティーの備品として150万円からの備品をつけていただいた経緯もある予算だと認識をしておりますけども、今回、漏れ聞く話によりますと、1団体の200万円しかつかなかったということなんですけども、なぜこのような形が生まれてきたのか、詳しくお聞かせを願いたいと思います。

これで1回目を終わります。

議長(三鬼和昭議員) 南議員、先ほど市民クラブと発言しておりますが、自由クラブですね。

16番(南靖久議員) すいません、訂正します。自由クラブです。

議長(三鬼和昭議員) 市長。

市長(奥田尚佳君) それでは、南議員の質疑にお答えしたいと思いますけども、ま

ず一つ目に、地元企業から私が個人的に議員時代の発言に対して名誉棄損だと訴えられた事件でございますけれども、これが個人の方は原告側が取り下げてきて、今度は尾鷲市を訴えてきたという件でございますけれども、これにつきましては、以前の臨時議会のおき、10月でしたか、申し上げたとおりでございます、一審で敗訴の場合は潔くということにつきましては、心変わりはありません。

それと、その裁判費用の補てんということですが、そのときにも申し上げましたように、裁判というのはだれでも訴訟を起こすことができますし、非常に納得しがたい今回の訴訟でございますけれども、これにつきましては、私も徹底的に原告側にこの裁判費用を持ってもらう形でというふうには持っていきたいと思っていますので、最終的に市に迷惑をかけた分につきましては、給与減額等で補てんというものは考えている次第でございます。

それから、24万1,000円の内訳ということでございますが、これはまた後で担当課の方から説明させていただきたいというふうに思います。

それから、顧問弁護士料が、市民相談の方とこれまで同じようになっていたのが、なぜ分けたのかということでございますけれども、やはり顧問弁護士と市民相談というのは利害が相反するところがございます。そういうことで、顧問弁護士というのは行政上の法律相談というのをお願いしているということでございますので、その辺は正確に分けた方がいいんじゃないかということで、新年度予算では所管を変更して総務一般管理費に計上した次第でございます。

それから、一般コミュニティ助成事業補助金ですね。これにつきましても担当の方から説明させていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 総務課長。

総務課長（川口明則君） ただいまの南議員の質疑に対し、ご説明申し上げます。

議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算」、歳出で、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の8節報償費のうち、総務一般管理費として計上されている報償費24万1,000円についてと、それから、議案第8号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）」、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の8節報償費のうち、総務一般管理費として減額補正されている報償費21万円につきましては、一括してご説明申し上げます。

この報償費につきましては、民事訴訟事件、謝罪広告請求事件でありますけれども、に係るものとして、昨年10月29日、「尾鷲市一般会計補正予算（第4号）」にてお認めいただいたものであります。その額は、着手金21万円、報酬

金 21 万円、日当、これは交通費も含まれます。日当として 3 万 1,000 円、計 45 万 1,000 円でありました。着手金の 21 万円と日当 3 万 1,000 円につきましては、本年度中に支払い予定であります。報酬金 21 万円につきましては、今年度中の結審が困難となったため、今回の補正予算において減額するものであります。このことから、平成 21 年度当初予算に新たに報酬金 21 万円と日当 3 万 1,000 円、計 24 万 1,000 円を新たに計上させていただくものであります。

以上で説明とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 市長公室長。

市長公室長（栗藤和治君） それでは次に、「平成 20 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）」の 2 款総務費、1 項総務管理費、5 目企画費、16 節負担金、補助金及び交付金の一般コミュニティ助成事業補助金 300 万円の減額についてご説明いたします。

一般コミュニティ助成事業につきましては、財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業として昭和 53 年度に創設され、団体や自治会等がコミュニティ活動を行うために必要な施設準備の整備に関する補助事業を行っておるわけでございます。事業の申請結果につきましては、毎年 2 月ごろに財団法人自治総合センターが事業採択及び助成金額を確定しますので、本市の当初予算に反映することができません。ちょっと時期がずれてしまうんですね。そのため、これまでの採択実績等を考慮し、助成限度額、これは 1 件 250 万円なんですけど、の 2 件分に相当する 500 万円を予算計上しております。本年度は 4 件の事業申請のうち 1 件が事業採択され、200 万円の助成金額が確定しました。本年度において一般コミュニティ助成事業の追加募集もありませんでしたので、当初予算計上から残額の 300 万円を本定例会で減額すると、そういうものでございます。よろしく申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 16 番、南議員。

16 番（南靖久議員） 先ほどは自由クラブを市民クラブと言って、えらい本当に申しわけございませんでした。

先ほど来、市長の民事訴訟の決意というよりか思いを簡単にお聞かせしていただいたんですけども、確かに民事訴訟については、過去何回かの委員会あるいは全員協議会等で市長の考え方は聞いておりますので、市長、改めて詳しく問うつもりがございませんけども、ただ、再確認をしていなかったことは、やはり民事

訴訟で一審で敗訴すれば、心変わりがなく市長職を辞するという決意はわかりました。

それと、2点目の個人補てんすると確約したことについても、裁判されたこと、訴訟を起こされたことには納得をできないが、給与等でその分は考えておるということでございますけども、この問題については、我々議員が既に市長に辞職を促していることもあり、市長とかなりの温度差があるんですけども、質問する側といたしましては、速やかにその行為に移っていただきたいなと思うのは多分私だけではないと思いますので、改めてこの裁判費用についての補てんの気持ちについて、再度市長にお聞きをしておきたいと思います。

それと、今先ほど総務課長の方から予算の内訳については説明をいただいたわけで、最終的にこの21万円の報酬金、それと今回プラスされた日当3万1,000円も加算されて24万1,000円が改めて21年度予算に計上されたということになるわけなんですけども、本来、私の経験上と言ったらあれだけども、考え方としたら、今回のこの訴訟裁判費用というのが20年度と21年度へまたがる継続費用なんですね。だから、本来でいくと、繰越明許で上げるなり、あるいは2カ年の債務負担行為で上げるのが望ましい姿かなと思っていたんですけども、総務課長の説明で日当3万1,000円をプラスしたということで、新たな事業ではなきにしろ、追加補正云々するよりかは、この形が執行部としたら一番やりやすい形なのかなと。その点については私も若干の不満はありますけど納得をしておきたいと思います。

それと、今先ほど市長は、市民相談の費用分と、それと顧問弁護士としての行政相談を主にしたということで、市民課と総務の位置づけで理解をしてほしいということで答弁されたんですけど、逆に、これもまた私のうがった考え方でいくと、市民相談の担当されておる方の弁護士さん、また一方では総務の方へ予算を持っていくということで、市の顧問弁護士として担当される弁護士さんを、ひょっとしたら2人の弁護士を別々の弁護士にしていくおつもりではないのかなと、若干不安がよぎったんですけども、そのことについて改めて市長の見解をお聞きしておきたいと思います。

それと、最後のコミュニティー事業の、今回1件の200万円が採択されたということで、申し込みの3件が残念ながら採択されず300万円を減額するということなんですけども、21年度の当初予算書には、この事業がもうなくなってるんですね。たしか21年度の事業では、今回、このコミュニティー事業は上が

っておりません。恐らく、三重の美し国づくりの事業費の方で、県は宝くじにもかかわらず政策転換をしてきたのかなというような、僕は、きょう予算書を開いてふと感じたんですけどね。そうなってくると、逆にせっかく市の2件分として500万円を上げていたのが21年度からなくなる、これは私の勘違いかもしれませんが、説明をしっかりといただきたいけども、もし、なくなってしまう事業の予算が300万円、尾鷲市分が切られるということは、ある意味では、これは到底考えられないことですね、なくなっている事業が、あえて尾鷲市分の2件分が切られるということは。これは、僕は本当に考えてみたら、ひょっとすれば県サイドの尾鷲市に対する政治的背景が見え隠れしとるんじゃないかなというような思いが募ってきたわけなんですわ。もしそうであればね。

そういったことで、やはり行政をつかさどる職員さんと、やはり三つの事業採択をお願いしたのを、懸命になって僕は県と折衝すべきだと思うんですね。このコミュニティ事業は100%県の予算だと思うんですね。そういった中で、過去でも数回、これも聞いた話ですけども、一つの団体が2回補助をいただいたような話も僕は聞いたことがあるんですわ。これも確認はしておりませんがね。そういった意味で今回の事業というのは、非常に各種地域の担い手づくりの方なんかは、おいしい予算として期待を膨らましておった本当に唯一の予算だったんですね。もう何回も言っていますが、500万円の予算で200万円採択されて300万円切られてしまう。県下29市町でも、こういった50%以上の100%補助を返した自治体があるのかなと僕は不思議でかありません、この件については。再度担当課として、この問題について県サイドとどのような折衝をされたのか。ただ机上の議論だけで、電話だけで、残念でした、不採択でした、はい、そうですかと、そういったことじゃないと僕は思うんですね。恐らくそれなりに事業課としても地域の各種団体のために努力をされたと思うんですけど、できる限りそういった各種団体の方にも納得をできる答弁を、僕はいま一度伺いたいなと思うわけでございます。

また民事訴訟の方へ戻るんですけども、話が前後して申しわけございませんけども、今の奥田市長の事件発覚後の言動を見ておきますと、何か常にこの問題をすりかえようとするような気がして私にはなりません。そういったことで、もっと尾鷲市長6代目奥田市長として、歴代市長に恥じないような市政運営を本来はやっていただきたいし、責任ある行動を私は強く望みたかったんですね、本当の話。そういった意味では、本当に常に口から出任せというんですか、市長の言動が本

当に見るにたえない。そういった意味で、改めて市長の民事訴訟とこのコミュニティーの問題、尾鷲市長としてどのように考えておるのか、再度市長にもお伺いをいたしたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 裁判の件でございますけども、補てんが最終的には生じるようなことがあるのであれば、今のところ先ほど申し上げた考えに変わりはないのでございます。

それで、市の顧問弁護士と無料相談をする弁護士と、それを別の方にするつもりなのかというお話でございますけれども、確かに市民相談に来られた方、悩みやらいろんなことがあると思うんですね。それで、いろんな相談をされていかれる。その中でも、年に私は五、六件と聞いておるんですけども、市に対する不満とか、いろんな話があるらしいんですけども、そうなってくると、顧問弁護士がそのまま市民相談しているという状況だと利害が相反するということがございますので、その辺はちょっとやっぱりまずいんじゃないかなという観点がございます。ですから、まだ決めかねてはおるんですけども、私は分けた方がいいのかなというふうに今考えている次第でございます。今はまだ最終的に大きな課題だなと思ってとらえている次第でございます。

あと、コミュニティーの方は担当の方からご説明させていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 市長公室長。

市長公室長（栗藤和治君） それでは、再度お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、実際見込みといたしますか、20年度の場合、内示が間に合わなかったというのもあるんですけども、一応ここ数年の傾向を見て、大体1件から2件は採択していただいております。そういうこともありまして、4件出されてきたもんですから、内示が間に合わなかったもんですから、2件上げさせていただいたという形です。最終的には、その後1件は採択されるということだったんですけども、金額の確定が後になったもんですから、途中で減額はできなかったという経過もあります。

それと、最近の傾向なんですけども、うちの方はいろんな団体さんから上げていただいておりますけども、きちとした理由は示されていないんですけど、やはり自治会とか自治連合会とか、そういう団体さんが上げてきたものは非常に通っていくような傾向が見られます。それとあと100%でするので件数も多くなってあって、非常に採択されるのが厳しくなってきていると、そういうようなこ

とも聞いております。努力が足りなかったというお話もいただきましたけども、できる限り県が窓口になっているわけですけども、状況等、情勢といいますか情報等を仕入れながら、お話を聞きながらやった結果ですけども、こういう形になってしまったということでご理解いただきたいなど、そんなふうに思います。

それと、21年度が上がっていないということですけども、一般コミュニティ助成事業は、実は当初予算書の57ページに250万円、今回、19款諸収入、5項雑入の上から三つ目に上げてありまして、これはイベント等、新産業の方からの申請なので、ちょっとどうなるかわからないんですけど、一応、入として上げさせていただいております。今後できる限り予算獲得できるように努力はしていきたいと思っておりますので、ひとつご理解賜りたいなど、そういうふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 16番、南議員。

16番（南靖久議員） 私の予算の見落としで、21年度に250万円として上がっておりますけども、50%この時点で減額をして出すということは、やはり市として、考え方として500万円を上げるべきじゃないですか。これは県の指導がどうかもわかりませんが、改めてこの250万円を予算化したことについてお聞かせを願いたいと思います。本来ですと500万円がありましたのが来年度予算は250万円ということなので、なぜ500万円が250万円に減額されて予算を上げられたのか、この件については、わかっている範囲でお聞かせを願いたいと思います。

それと、今、僕は、市長の答弁の中で市民相談の弁護士と顧問弁護士を別々の方にお願したいというような市長の考え方があるということを知って驚いたんですけど、それはそれとして、これはもう執行権者としての権限の部類に反すると思うんですけども、できたらそこら辺のことも歴史的なことがありますから、より一層慎重に判断をしていただきたいなど、この問題は要望をしておきたいと思っております。

それと民事訴訟の方なんですけども、今回計上されました24万1,000円で、21年度でこの民事訴訟が結審すると思いのなのか、その見込みについても市長の方にお聞かせを願いたいと思っておりますし、もし担当の方でもわかっている範囲であれば、次回の裁判のことなんかあわせてお聞かせを願いたいと思っております。

いずれにしても、先ほども2回目の質疑で言うたんですけども、何かにつ

けて責任転嫁を図ろうとしていることや、過去の問題を持ち出して我が身を守ろうとする市長の姿を目の当たりにしますと、やはり今回、尾鷲市長と尾鷲市を相手に民事訴訟を起こした民間の方が筋が通っているようにも私は思えてならないんですけどね。あなたの潔さを信じて、前回裁判費用に賛成した自分自身が、今の奥田市長を見ておりますと本当に情けなく思います。また反面、自分に対しても腹立たしい思いもします。そういった中で、この民事訴訟の予算については、常任委員会の方でまた再度詳しく審査になりますので、委員会の方にゆだねたいと思います。

それと、市長、僕も奥田市長になってから市長室へ数えるぐらいしか足を運んでいないわけなんですけども、市長室のひのきのつい立て、あれは前市長のときからありますね。あの中に細かい木で、「気は長く、心は丸く、腹は立てずに、口慎めば命長かれ」と書かれておりますね。私は見るたびに書いた木札を見て自分自身の反省としておるんですけど、常にその看板、その言葉を目にしておられる市長さんは一体どういう思いでおるのかなと。若干そういった市長の心理状態と言ったらおかしいんですけども、かなり市長室で職員さんをどなりつけたりしておるとか、漏れ聞く話なんですけどね。それはそれとして、市長職として職務について、僕は市の職員と議論するのは結構でございます。時としてどなるのも結構でございます。そのかわりに、まず、みずからの反省を忘れたらいけないと思うんですね。市長に一番欠けているものは、まず謙虚さがありません。みずからを反省するという謙虚さが感じ取れません。そういった中でも、やはり歴代市長に恥じないように、尾鷲市長としての出处進退は潔く私はするべきだと申し添え、私の質疑を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） それでは、引き続きまして南議員の質疑にお答えしたいと思えますけども、まず、顧問弁護士と市民相談を行う弁護士につきまして慎重にというお話がございました。ですので、私も慎重にどうしたらいいのかなと今考えている状況でございまして、ただ、あんまり時間がないもんですから早急に詰めようというふうに思っております。

それで、この民事裁判の21年度の見込みということでございますけども、私個人に対する民事訴訟を相手側が取り下げてきたということで、なかなか名誉棄損というところが立証しにくいというふうに弁護士の方から聞いておるんですけども、今回、市を訴えてきたと。それは国家賠償法という形で、さらにそれより

ハードルの高いことだということで聞いておるんですけども、そういう意味で、以前にも申し上げたように、そんなに時間はかからないんじゃないかというふうに聞いておりますので、私としては早く21年度中にでも終わってほしいなというような思いは強く持っております。

それで、最後に木札の話がありましたけども、あれは市民の方からいただいたものでございまして、私も毎日見るようにという形で、わざとあそこに飾ってあるんですけども、本当に南議員が言われるように、確かに私も謙虚さということにつきましては、まだまだ欠けている部分があると思います。ですから、今回の件もそうですけども、本当に自分をいろいろと見直して、今、論語やら、それから人間学といいますか、そういうことも含めて今いろんな人の話を聞きながら勉強しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 市長公室長。

市長公室長（栗藤和治君） 今の段階で1件の申請ということで上げさせていただきました。議員が先ほどおっしゃられましたように、今後、美し国おこしもスタートしますし、市民団体と行政とのそういう連携もこれからもっと密にしていかないかんということですので、その中でできるだけ拾い上げていくような形をつくりたいなと、そんなふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 総務課長。

総務課長（川口明則君） 次回の日程については、申しわけありません、その資料を持ってきておりません。4月中ということは聞いております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 次に、11番、濱中佳芳子議員。

11番（濱中佳芳子議員） 通告に従い質疑を行います。

議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、予算書の235ページ、9款2項小学校費、2目教育振興費の扶助費についての質疑をいたします。

教育費に関しましては、毎年のように全体費用が少なくなっています。これは児童・生徒の減少によるものと思われませんが、一方で、主にひとり親生徒・児童などに対する扶助費は年々増加しております。今議会の補正にも136万8,000円の増加が示されており、これは、このような事情を抱えた生徒の増加を示すものであろうと理解しております。当初予算においても、扶助費の全

体では昨年当初より増加しているものの、給食費に関しては昨年より減少しております。今年度の対象予定児童数、昨年度と比較した1人当たりの費用の増減割合などをお答えいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（吉澤壽朗君） それでは、濱中議員の質疑にお答えします。

平成21年度尾鷲市一般会計予算、第9款第2項、第2目教育振興費の小学校教育振興経費の扶助費について、学用品費等のそれぞれの金額の内訳ということでございますので、ご説明申し上げます。

本年度の予算では、学用品費等377万8,000円は、168人を想定しております。医療費21万円は35人を想定しております。給食費は520万1,000円に対し163人を想定いたしております。特別支援については67万2,000円、15人を想定しております。

昨年の数字でございますが、20年度当初では、学用品費は350万円、165人、医療費は29万7,000円、50人、給食費については530万円、147人、特別支援については62万円、14人ということになっております。また、それぞれの単価ということでございますが、学用品費は1人当たり1万1,100円です。それから、その学用品等の中には、学用品の1万1,100円、通学用品費、校外活動費、それぞれ2,170円、1,510円というようなもの、また修学旅行費2万600円というようなものが含まれております。医療費につきましては単価が6,000円で、人数で想定いたしております。給食費につきましては、平均月額3,783円の単価でございます。その9割補助をこれまでいたしておりました。

今回、数字的に少なくなっておるということで、そのことについて申し上げさせていただきます。就学援助制度につきましては、平成17年度より国庫補助金が交付金化され、尾鷲市としても平成19年度より所得制限を設けた要綱を作成し、それに基づいて施行してきました。しかし、対象者の数は、平成17年度218人から平成20年度261人と増加してきており、支出額も平成17年度1,264万5,000円から平成19年度1,354万5,000円と増加してきております。今回、新年度予算を計上するに当たりまして、財政健全化を目指し、事務事業の全面見直しをする中、この制度の持続可能な最低限の見直しを実施したわけでございます。具体的には所得制限の生活保護基準の1.5倍以内を1.3倍に、また給食費の支給割合が現在実費相当の9割でございます

が、それを8割と見直しました。これは、所得制限は県下では1.0から1.5倍以内が主でございますが、尾鷲市にとりましては、対象者は今のところすべて1.0以下でございますが、段階的に見直したということでございます。また、給食費につきましては、県下では実費相当額が多いものの、近隣市町では紀北町が実費相当額の2分の1、また熊野市では年額3万5,000円でございますが、これは本市の8割相当になるため、本市も実費相当額の8割分と見直すことにいたしましたわけでございます。再度申し上げますが、この制度の持続可能な最低限の見直しということでご理解いただきますようお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 11番、瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 持続可能な設定との説明には理解をしなければならないと思いますけれども、学校教育費に関する扶助費、これはひとり親であるとか、所得の低いという、いわば弱い部分のあたりに充てる費用だと思います。このあたりになりますと、市長の掲げる教育・福祉の充実、そのあたりの観点からすれば、できれば強化していただきたい一つではないかなと思います。今回の予算書の中には、さまざまところで本当にいろんな削減されたご苦労をされているんだという形跡を見ることができますけれども、果たしてどのような効果を期待してそういうふう設定されたのかなというのは少し疑問があります。

扶助費のようなところでの削減を図る前に、一層思い切った事業見直しを図れるところがなかったのかなという思いがあるのと、もう一つ言えば、市長が本当に当初から張り切ってやられた公用車の廃止ですとか退職金、それをもう要らないですといった部分なんかどこに反映されているのかが、ちょっと今回の予算でわからないんです。市長が言われていました退職金を廃止して何をやるのかというあたりの話の中に、福祉の部分であるとか弱い立場の方たちを助けるところに使いたいんですということをおっしゃった、そのようなことに使うのであれば、こういうところではないのかなと。例えば、今回ふえた分が130万円余りというのであれば、単純計算ですけど、負担をかける部分が約10年分ぐらいは先におくれたのではないかなと、そういう単純な思いもあります。

ですので、思い切った事業見直しはできないのかなというので、いろいろ私も予算書の方を精査してみました。これは予算書にないので、ちょっと質疑から逸脱するのかなとは思いますが、去年まで上げられていた学校評議員の報償費41万円、今年度、予算書の方に全くなっております。この制度がなくなるような説明を受けていないんですけども、こういったところが事業見直しをさ

れてした結果なのかどうなのか、なくしてよい制度だったのかどうか、その学校評議員の必要性をどう考えられるのか、こういったところの強化をしていただきたいという思いの上で事業見直しをされた一つであるならば、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（吉澤壽朗君） ただいまの濱中議員のご質疑にお答えいたします。

昨年度予算化されておった学校評議員報償費ということでございますが、申しわけございません、今回21年度予算を計上するに当たりまして、先ほどの事業見直しとあわせて事業細目の集約を行いました。その際に過って落としてしまいました。学校評議員制度はなくなっておるわけではございません。本年度当初予算に本来計上すべき性格の予算でございますが、6月議会には予算計上させていただきます。実際はお支払いするのは年度末でございますので、事務には支障ないとはいえ、本来当初予算に計上するべきものであったというふうに反省しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） この件につきましては、市長、教育長、教育委員長の見解を求めます。

教育長。

教育長（田中稔昭君） ただいま総務課長からご説明申し上げましたけども、全くこれについては言いわけのしようがないというか、本来当初予算にきちんと上げるべきものを落としておったということでございます。単純ミスということなんですけども、こういったことがあってはいけないというふうに思っておりますし、まことに申しわけないと思っております。今、課長が申しましたように、評議員制度については当然持続されていくものでございますので、当初予算に上げるべきものを上げるのを落としたということで、支払いは年度末ということでございますが、また補正予算の段階で再度お願いをしたいというふうに思います。おわびを申し上げますとともにご理解いただきますようによろしく願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 今の評議員の件でございますけども、本当に申しわけなく思っています。昨年度が41万円の予算計上で、今年度が38万円というふうに聞いておりますけども、幾ら年度末にお支払いといっても、本来当初予算に計上すべきことだと私も思いますので、そういう意味で、6月の補正予算ということにな

ると思いますけども、本当に申しわけなく思います。申しわけありませんでした。  
議長（三鬼和昭議員） 市長、先ほどの質疑の中では、公用車であるとか退職金のことがどこに反映されておるのかという質疑がありましたので、それもあわせてお答えください。そして、市長、先ほどの予算を見落とした件につきましては、説明は教育委員会から賜りましたが、議案提出者として、もう一度明確なご答弁をお願いします。

市長。

市長（奥田尚佳君） 退職金を廃止したとか黒塗りの公用車を廃止したお金がどこへ行ったんやという話でございますけども、とにかくお金に色がついているわけじゃないもんですからあれなんですけど、ただ、本当に今の尾鷲市の現状というのは非常に財政が厳しくて、第2の夕張になるんじゃないかというような状況でございますので、皆さん、ご存じのとおり……。

議長（三鬼和昭議員） そういうことは十分聞いていますが、今回の21年度の予算にどのように反映されたかというのが質疑だったと思います。それと、この評議員制度の予算を落としたことについて、議案提出者としてご答弁を願います。

市長（奥田尚佳君） はい。ですから、先ほど教育委員会の総務課長の方から話がございましたように、できるだけ財政健全化を目指す中で持続可能な最低限の見直しをさせていただいたという状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、評議員の方々への報酬の件ですけども、これは議案上程させていただいた後に発覚したことでございます。本当に申しわけありませんでした。

議長（三鬼和昭議員） いえ、市長、あなたは欠陥予算を議会に提案してきたわけですから、その旨、もう一度真摯にご答弁願いたいと思います。

市長（奥田尚佳君） 本来あってはいけないことでございますので、申しわけなく思っております。本当に申しわけありませんでした。

議長（三鬼和昭議員） この件につきましては、後日、国の交付金等の折に議会運営委員会等を開催予定しておりますので、その折についても、この欠陥予算については議会運営委員会の方でも一度ご議論願いたいと思います。

質疑をお続けください。11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 欠陥議案であったということがわかったところで、先ほどの課長の説明の中では、支払いは年度末であるという、だから事実上の支障はないという説明を聞いたんですけども、私もまだこの議会の仕組みというものに

精通するまでかなり時間がかかるかなと思う程度の勉強しかできていないと思うんですけども、ただ、予算書に載ってくるお金は、いつ払うからここに要るんですよというのではなくて、こういう事業をするからこのお金が要るんですよというのがここに載っているのであって、ここに載っていないものは年度当初から動かないものというふうに判断するのではないのかなというふうな気がするんですね。その理解でいいのかどうか、また後で教えていただきたいんですけども、今のお言葉でそうかなと思うんですけども、ということになりますと、この学校評議員制度というものが果たしてどのように機能されるべきものなのか、年度の初めからその存在が必要とされる立場の方の報償費が補正で対応などということは、言うまでもなく非常識なことではないのかなと。それが、先ほど皆さんが、関係される方々が申しわけないと言われる、その部分になるのだと思うんです。ただ見落としてしまって気がつかない程度の制度であるのかとも思われてしまいましたか。ちょっと言い方が上手にできているかどうかわかりませんが、あるのかないのかを気にしなくてもいい程度のものであるならば、これも問題かと思えますし、どうしても必要であるというならば、ここで見落とされること自体がどういうことなのかなということになると思います。こういうところがミスというふうになりますと、これは本当に当初の予算書ですから、かなりの大きなミスだとは思いますが。

このところ、前回の全員協議会とか、いろんな場面において、市長と職員の間での信頼関係を崩すような場面を何度か見ることがございました。とても悲しい状況だと思います。このようなミスが出てくることも、その信頼関係であるとか連帯感、お互いに信頼関係というのは、自分の上司、部下、どちらにも恥ずかしい思いをさせてはならない、失礼があってはならない、責任があるという思いがあって、そこに信頼関係が築けるのだと思うんですね。そういうところが欠けている中から起こってくるミスではないのかということも心配してしまいます。そのあたりも含めて、いま一度、市長の職員との信頼関係を持って仕事をしてきたのかどうかのあたりも含めて最後の答弁をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 職員との信頼関係ということでございますが、私は本当に職員の方は全面的に信頼してやっておりますので、今回の件につきましても、職員の方が別に悪いわけじゃなくて、職員の方は、皆さん本当に各担当課も財政

が厳しい中、いろいろ精査をして予算要求がありまして、その中でいろんな財務も交えて査定をしてきた中で起こったミスでございますけども、皆さん、本当に一生懸命やっていますので、そういう中でのミスでございますので、これは私の責任でございますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 次に、9番、與谷公孝議員。

9番（與谷公孝議員） 私は、通告をしております議案第13号「平成20年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）」の説明書についてですが、まず一つに、収益的収入及び支出のうち、（2）の支出、3款特別損失、1目固定資産売却損、それは既決予算が700万円に対し661万8,000円の減となっております。それと、あと資本的収入及び支出のうち、（1）の収入の5款固定資産売却代金、1目固定資産売却代金の既決予算が1,600万円に対しまして減額1,600万円でございます。この売却損と売却代金の合計で2,200万円になります。これは、平成20年度の水道会計の当初予算の7ページの固定資産売却損で700万円が計上されておりまして、これは矢浜の水道部の資材倉庫だと思えます。ここが当時の説明では2,200万円余りで購入したという説明をいただいております。そして今回は、この（第2号）の補正予算では売却代金が1,600万円に対して1,600万円の減額となっております。そして固定資産の売却損が700万円と。こういったところで、実質売却代金すべて減額となっておりますので、ここはどういうふうな形で推移をして、この減額補正になったのかということをお願ひします。

次に、支出の第1項建設改良費、2目の上水道施設整備費、これは既決予算が、上水道の関係ですが、1億6,402万4,000円に対しまして1億649万2,000円の減となっております。それともう一つは、3目の簡易水道施設整備費、既決予算が5,900万円に対しまして1,064万8,000円の減であります。特に1億6,400万円、上水道施設整備費の関係で、これは、一応内訳は工事費に1億4,100万円、設計委託に2,302万4,000円と、こういうふうにして説明を受けておりますが、これで1億649万2,000円の減というのは、当初で計上しながら最終補正でこれだけ高額な額が減額されるということは、ある意味、施設整備が進んでいないのではないかという疑問がございます。その辺説明をいただきたい。それから、簡易水道につきましても、5,900万円の予算に対しまして1,000万円余りの減額でございますので、あわせてご説明をお願いします。

次は、平成20年度の尾鷲市水道事業会計予定損益計算書のうち、これは（第2号）の補正でございます。特別損失が当年度純損失1,781万8,000円になっております。これが、昨年12月の平成20年度の1号補正では純利益が465万2,000円となっております。ずっとさかのぼりますと、平成20年度の当初では純損失が923万3,000円、これが12月になって純利益に変わりました、今回は、今度は純損失の1,781万8,000円。これは現実、水をつくって、ある意味、売るという格好ですから、こういう変化はあるにしても、その辺の当初の見込みから、そして昨年12月の1号補正の純損失から純利益に変わった、そして今回、最終純損失という形で出てまいっておりますので、その辺の見通し等をご説明いただければと思います。

議長（三鬼和昭議員） 水道部長。

水道部長（川端直之君） 與谷議員のご質疑に対しまして説明いたします。

議案第13号「平成20年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）」の説明書のうち、3ページになりますが、1、収益的収入及び支出のうち、（2）支出、1款第3項特別損失、1目固定資産売却損700万円に対し661万8,000円の減額についてということで、これは議員もおっしゃられておりますように、昭和57年に取得いたしました矢浜倉庫用土地でございます。取得価格に対しまして売却予定価格見積もり概算額との差額の700万円を売却損として当初予算に計上しておりましたが、11月に入札を行いまして、この倉庫を取り壊し更地にいたしました。その際、再度確認のために測量といいますが、現場の確認をいたしましたところ、登記簿に記載されている面積と実際の面積に多少の差異がありましたので、一たん売却を見送りました。更地にいたしまして、再度新年度の当初予算に測量・登記の予算を見込んでおります。新年度の方でまた売却等の協議を進めていきたいと思っております。一方、元水道部の事業所建物がありまして、これは昨年度、教育委員会の方へ移管したんですが、その評価額38万2,000円を追加いたしましたので、差し引き661万8,000円を減額するものであります。

次に、2、資本的収入及び支出のうち、収入、1款第5項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金、既決予算1,600万円に対しということの1,600万円の減額ですが、今ご説明いたしましたように、矢浜倉庫の用地の売却予定額なんですけども、今年度については一たん売却を見送ったために全額減額とさせていただきます。

続きまして、1款第1項建設改良費、2目上水道施設整備費、既決予算1億6,420万4,000円に対し1億6,49万2,000円の減額についてということなのですが、これは上水道におきまして、当初耐震に向けました整備計画で、優先順位といたしまして桂山配水池の配管設備の更新を計画しておりました。今年度実施いたしました浄水施設の耐震の途中経過におきまして、配管設備以上に排水施設の整備の方が急務となっているということが判明いたしましたので、今年度予定の配管設備工事を見送り、新年度において耐震整備計画を策定し、桂山の配水池の整備計画の策定を進めていきたいと考えております。こういうことによりまして、優先順位といたしますか、配管はやめて改築といたしますか、その方が優先順位が高いということになったことが大きな要因です。それと、委託料の方につきましては、ただいま申しました耐震診断の入札差金の金額でございます。

それから、次に簡易水道の方なのですが、3目簡易水道施設整備費について、既決予算5,900万円に対し1,064万8,000円の減額ということなのですが、簡易水道施設の整備のうち、三重県が主体で進めております県道賀田港中山線、これの道路改良工事に伴い、水道管設備の整備を行っているものでございましたけども、当初県が予定していました整備区間がかなり減少いたしました。こういうものが主な要因となっております。

それから最後に、予定損益のうちの6、特別損失、当年度純損失1,781万8,000円に対してでございますけども、当初予算、補正予算からの経過というお話が今ありましたけども、収益に関するところでご説明させていただきたいんですが、当初予算では今おっしゃられましたように923万3,000円の純損失、第1回補正では465万2,000円の純利益を計上いたしております。しかし、本年度21年1月分までの給水収益の実績を勘案しますと、上水道、簡易水道ともかなり減少しております。主な要因といたしましては、人口の減少とか飲料水に対する摂取の変化等が考えられるんですが、特に大口需要企業の減少が大きくなっております。昨年度と比較いたしましても50%以上の減少、額にしても約3,000万円以上の減少となる予定ですので、最終的に当年度の純損失を計上したものでございます。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） わかりました。まず、固定資産売却損と、それから売却代金

というところの説明はわかりました。現実、尾鷲市も残念ながら人口も減ってまいりましたし、これはいつをめぐりにされるのかな、そのまま更地で置いておくのかなと、こういった方針は定まっておるのかどうかということはどうなのかなということがまず一つあります。

それからもう一つ、建設改良費の関係で、今説明をいただきましたけれども、この補正2号の方、今回提出された議案の説明でいきますと、耐震整備計画で桂山の関係の話をされました。実際には5,753万円というところが差額として出ていますよね。今の桂山の配水池から配水をする配水管、こういったものの計画というのは、今回の21年度の水道事業の予算を見ますと、その辺の調査設計委託4,500万円が計上されておりますし、そのうち示されるものと思うのでありますけれども、これは耐震ということと配水池の部分と、まずこの予算立てをするときに既にそういうベースがあって予算化されたものというふうにして我々は思うんですよね。でも、これが現実に実行段階に入って、これよりもこうせなあかんといえ、これよりこちらにした方がより効果がある、また有効であると、こういうふうな判断に立って今回減額になったと思うんですね。その辺の見通しはきちっと立てて予算立てをして、要するに既に議会でも議決された予算ですので、だから、やっぱりそこら辺の見通しというものはきちっと示していただかないと、今回、当初で委託料として調査設計委託というのが入っていますから、きちっとしたものが出てくるものと思いますけれども、その辺、どうも本来しっかりいかんのですよということを申し上げておきます。

それで、次に特別損失について今説明がありました。当年度純損失が1,781万8,000円、こういう経過、当初から1号補正、今回の2号補正というところを私も指摘させていただきましたけど、今、説明を聞いておきますと、この純損失の部分の見方というのは、人口が減で水の摂取する量が1人当たり減ったというような話と、もう一つは大口のお客さんが50%、約3,000万円以上減だと、こういうふうなお話、説明がありました。その辺になってきますと、これは20年度の当初の給水戸数でいきますと1万1,470戸、そして年間給水量が444万6,000立法メートル、それから1日の給水量が1万2,180立方メートル。今回の2号補正では、年間給水量が37万8,000立方メートルふえております。それから1日の給水量も1,036立方メートルふえております。このままこの2号補正予算でうたわれております、今申し上げました年間給水量、それから1日の給水量、これが今回の21年度の当初予算に



をやりますと容量も減ってしまいますので、新たに高区、低区とも施設をつくった方が合理的であるというような話といたしますか結果になりましたので、そちらの方向性で方向転換をさせていただきたいというふうに考えております。ご指摘のとおり、当初に関しましては若干見通しが甘かったのかなと反省しております。

それから、3点目の給水量がふえているのに給水収益が減少しているというご指摘なのですが、これは原因は定かではありません。ただ、考えられますのに、平成20年、昨年8月に矢ノ浜浄水場が新規で稼働いたしました。それまでのポンプ場と比較いたしますと、流量計等、かなり正確にはかれるようになったと。かなり前のポンプ場の方は古い計器等で、正確ではないという言い方は間違いだとは思いますが、それと比較をしますとかなり量がふえておりますので、その辺が原因の一つ。また、水道施設の老朽化に伴い漏水もあるのかなと。ただ、これも隠れておりますので何とも言えないんですけども、そのあたりが大きな要因になって給水量が上がっているというふうに考えております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 水のことですのでしっかりと取り組みをいただきたいと思えます。

最後に、今、浄水場が新しくなって計器も正確に出るようになったというお話もありますけど、確かに考えればそうかもしれませんね。量水器も一定年限で取りかえますよね。これは10年でしたか。たしか10年か何かで、本来そういうふうにして量水器もしょっちゅう回っていますからね。そういうことも考えられるんですが、水を浄化して配水をして、要するに市民の皆さんに使っていただくという、そして代金をいただくという意識ですよ。取水をして浄化する、また配水をするという、電気動力とかいるんな電気代とか、やっぱり元がかかっておるわけですよ。だから、そういうことも含めていきますと、この辺の人口は減っている、利用者も減っている、そして大口も減っている、こうやのに量がふえておると。ここはやっぱりシビアに見て取り組んでいただきたいと思うんですけど。そうしないと、20年度の当初も純損失の数字で計上してありましたし、今回補正で純損失ですよ。新年度の予算も純損失で上がっていますよね。こうなってくると、やっぱり水道料金のこと視野に入ってきますよね。そこをある程度人口が減っている、使用戸数も減っている、大口も減っていると、こういう中で量はふえているという、ここはやっぱりきちっと説明をしていただかないとい

けないのではないかなと、こう思っております。今後、ゆくゆく水道料金にもいろいろ絡んでくる話になるかと思うので、その辺の原因といいますか把握はきちっとされた方がよろしいんじゃないかなと申し上げまして、特に市長のこういう一つの水道企業会計の流れを見まして、一言コメントをお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 17年の10月でしたか、水道料金を改定したと思いますけども、これからもいろんな配管等の老朽化、排水設備もそうですけども、もうかなり古くなっているという状況で、新しくしていかないといけないと。そして、大口需要のところの水道の利用量が減っているということもございますので、その辺のところを慎重に考えながら、また、水道料金改定の協議会の設置とか、その辺のところも今検討している状況でございます。

（「水量がふえておるのはどう思いますか」と呼ぶ者あり）

市長（奥田尚佳君） もうちょっとその辺を精査してみたいと思いますけど、先ほど水道部長が言われたような漏水とか、そういうこともあるんだと思いますけど、きちっとその辺を精査したいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はございませんか。

3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 先ほど、濱中議員の質疑の中で、関連しますけども、学校評議員の当初予算に上げなきゃならないのが、34万円程度ですか、欠落しておったということで、欠陥予算という言葉がありましたけれども、こういう状況は、まさに今の奥田市政のあらわれなんですね。それで、教育というのは国家百年の大計といいますから大変重いものですよね。そういう理由で、総務課長のお話で年度内に支払うので支障がなかったというような答弁がありましたけれども、支障があろうがなかろうが、こういう予算については、評議員制度は生きておるんでしょう、今。そういう教育行政の取り組み方についてどうなのかなと思いますね。今先ほど濱中議員がるるおっしゃってありましたけれども、全くそのとおりで認識は一致しますけれども、教育委員会は独立機関ですから、教育委員長なり教育長、この件について再度どういう認識を持たれておるのか。私も所管の委員長でありますので、また委員会でいろいろと議論があろうかと思っておりますけれども、ちょっと聞き捨てしておくわけにいかないので臨時的に質疑させていただきましてけれども、総務課長、これはいつわかったんですか。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（吉澤壽朗君） 内示をいただいて、それから前年と比較するようなデータをつくりまして、その中で発覚したのが、もう予算書ができ上がってからでございましたので、どうにもできない状態でした。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（田中稔昭君） 先ほども申し上げましたけども、全く私ども、うかつでございまして、そういうミスを起こしていたこと自体、私自身も課長から報告があるまで承知しておりませんでした。ふなれとはいえ、こういうことを起こしたということについては、濱中議員、それから三鬼議員のおっしゃるとおりでございまして、その点についても申し上げることもございませぬ。本当におわびを申し上げるしかないと思っております。責任につきましては、また後日、考えたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 教育委員長。

教育委員長（北澤雅臣君） 教育委員会の方には、この問題は全く聞いていなくて、私は今までこの問題があったということは全然わかりませんでした。そういうことです。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） それはわかった時点で教育長なり教育委員長に当然言うべきでしょう。そして、議会の扱いもありますから、議長なり所管の委員長なりにこういうこととということを言うのが課長の役目じゃないんですか。その辺の課長としての認識はどうなんですか。それに、今、議長の方が言われておりましたけれども、給付金の関係で、国会は第2次補正が通って、恐らく臨時議会があるかと思えますけれども、その辺のところは議会運営委員会が要請するんじゃないに、教育委員会みずから、この予算が落ちとるんやで、やっぱり議会へ向いてお願いするのが筋だと思ふんですよ。その辺のところも含めて答弁してください。終わります。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（吉澤壽朗君） 事実がわかった時点で教育長には報告いたしました。その後、議会がもう開会しておりましたので、あと、市長等にも報告して、きょうに至ったということでございます。先ほどから私が支払いについて年度末云々は言いましたが、本質的には当初に計上して、1年間を見通した経費を計上するのが本質的なものとは正しく理解しておるつもりでございますが、事

務上支障はないという意味で申し上げただけで、本質的には最初にきちっと計上すべきものと反省いたしております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑もないようですので、よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております24議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。よって、24議案はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで休憩をいたします。午後の再開は午後1時からといたします。

〔休憩 午前11時38分〕

〔再開 午後 1時00分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで午前中に質疑が行われました議案につきまして、市長と教育長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 午前中の濱中議員の質疑の中でご指摘がありましたように、評議員の報償費が今回当初予算の中で抜け落ちておりました。このことにつきまして心からおわび申し上げたいと思います。本当に申しわけありませんでした。

それで、今後の対応につきましては、補正対応を含めて、議長始め議員の皆様とよくよく相談させていただきまして進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。このたびは本当に申しわけありませんでした。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

〔教育長（田中稔昭君）登壇〕

教育長（田中稔昭君） 先ほども市長からおっしゃいましたように、私どもの不手際でございます。午前中ご指摘いただいたとおり、学校評議員の報償費につきまして見落としがございまして、予算書から欠落をいたしました。このことについ

ては本当に深くおわび申し上げます。

なお、今後の対応についてなんですが、私ども、さらにその予算についてのチェック体制をきちんとしていたと思っておりますし、また、市長が申しあげましたように、今後の対応につきまして、補正予算等で速やかにまた議員の方々にお願いして早速の対応をとってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いたします。本当にきょうは申しわけございませんでした。

議長（三鬼和昭議員） 次に、日程第26、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽選の順序により、最初に、11番、濱中佳芳子議員。

〔11番（濱中佳芳子議員）登壇〕

11番（濱中佳芳子議員） 質問に入る前に一言申し上げます。1月22日の市長の書類送検以来、市長の政治倫理のあり方について疑問を持ち、辞職を求めた議員の一人として、一月余り各方面から市民の声を聞かせていただき、市長からの説明を受けながら、私なりに今後の尾鷲市にとって何が大切かということを考えてまいりました。この1年間の市政の閉塞感を感じ、この先どうなるのであろうかと心配しながら、しかし、市民の生活は滞ることなく進んでいかななくてはならない中で、辞意をあらわしていただけない市長のもと、尾鷲市が前を向いて歩いていけるのかを検証させていただきたく、所信表明に示された事柄の中から質問させていただきます。ただし、辞職を求めた以上、奥田市長の未来予想図をただすのはいささか矛盾を感じるところであります。したがって、今回の質問は、行政は継続するものであることを前提に、事業における質問、確認をさせていただくものになることをご理解いただきたいと思います。

では、通告に従い質問を行います。

尾鷲市の産業構造を支える仕組みづくりにおいて、いかに尾鷲市の人口の減少を食い止めるかは大きな課題であろうと考えます。国の2次補正においても、子育て関連の事業の拡大が示されました。当市におきましても、長年の懸案であった南輪内保育園のアスベスト問題が解決されることになり、大きな安心をいただけると喜んでおります。人口をふやすには、外からの流入を考える部分と、産み育てる数をふやすことが考えられますが、今予算において妊婦健診の負担減が盛り込まれ、これも2年間の時限措置ではあるものの歓迎すべきものだと思います。しかし、育てるということに関してはまだまだ課題が多く、その中で輪内地区に

おける未就学児の幼児教育、保育の点に所信表明でわからなかった部分があるので、そのあたりを質問させていただきます。

飛鳥幼稚園の21年度末をもつての廃園、これは昨年地域との協議において決定されたものであります。22年以降の未就学児に対しては、認定こども園を視野に入れてと示されておりますが、これは22年春に何らかの新しい受け皿を用意すると受けとめてよろしいのでしょうか。輪内地区には尾鷲市立の三木幼稚園、そのほかに三木里幼児学級があります。南輪内保育園は今予算でアスベスト改修のため約6,000万円が示されました。このままでいきますと、輪内地区に4カ所の未就学児の受け皿が存在することになります。現時点で三木浦、三木里ともに幼稚園の今後について何ら示されていないようなのですが、22年度の入学児の処遇は少なくとも秋には示されなければならないと思います。昨年夏には教育委員会を中心として、各地へ認定こども園の視察に出かけておりますが、その検証結果として、当市における認定こども園を設置するメリット、デメリットをお聞かせいただきたいと思います。さらに、その検証結果をもとにして、その対象となる輪内地区の未就学児の今後の5年間の人口推移、今後の輪内地区、ひまわり幼児学級がある九鬼地区における幼児教育、保育に対する基本姿勢をお聞かせいただきたいと思います。

次に、放課後児童クラブについてであります。昨年度来、世界規模の景気不安定の中、子供たちの居場所を求める保護者がこの先もふえていくことになると思います。子供たちを取り巻く社会環境も、不安材料がふえていく中で、安心して保護者が働ける環境、子供たちに心豊かな生活ができる環境を整えるのが、尾鷲の未来を支える大切な課題であると考えます。昨年、わんぱくクラブを視察させていただいた際に、さまざまな課題を示され、今後も継続が必要である事業でありながら、どのように対応していくのか心配をしておりました。その中の発達障がい児の受け入れに関し、今回示された宮之上小学校放課後児童クラブについての事業内容をご説明いただきたいと思います。これとは別に、「いきいき尾鷲っ子」として取り組まれている放課後子ども教室について、実施場所などの概要をお聞かせいただきたいと思います。

次に、これも所信表明についてですが、ほとんどの分野において「連携」という言葉がたくさん使われておりました。近隣市町、国、県、民間組織などとの協働を重要視されてのことと思います。総務省におきまして、市町村合併が進み、今年度をもって広域行政圏施策の廃止が打ち出され、新年度からは定住自立圏構

想をもとにした新しい自治体のあり方が示されており、これは、集約とネットワークという近隣地域との連携・交流を進めることにより、小さな自治体ではなし得なかったさまざまな生活施策をより効率的に実現させていくことが重要であるという考え方によるものです。この構想の基本となる人口は約5万人、2万人を切ってしまうのではないかと心配する本市にとって、近隣市町との連携なくしては、この構想の入り口に立つことさえできないのが現状です。現在作成中の三重県の都市マスタープランでも、東紀州圏域と位置づけられているように、紀北町から紀宝町までの東紀州としての取り組みが今後重要であると考えられますが、いかがでしょうか。既に高速道路ができてくる地域が一体となった南三重としての事業が進んでいます。昨年度にはごみ焼却炉の更新のためにプランが示され、数十億の事業において尾鷲市単独では補助事業にもならないことも示されました。医師不足の中、病院経営において、今後、近隣病院との連携は欠かせないものと考えられます。事務レベルでの協議・交渉は当然として、市長の立場でのトップセールスなどをどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

以上で壇上から終了いたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） それでは、濱中議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、放課後クラブについてであります。放課後クラブは、平成15年度より尾鷲幼稚園の2教室を借用して、定員40名で開始いたしました。このクラブは、保護者の就労等で放課後にいわゆる「かぎっ子」となっている小学校3年生までを対象とした次世代育成支援対策の一つで、運営については尾鷲民生事業協会に委託しております。以前より定員を超える入部希望者がありまして、借用しております2教室では手狭になっており、本年度は苦渋の決断で健常児については受け入れを2年生までに制限させていただきました。しかしながら、母子家庭も増加傾向にあり、就労支援策としても入部希望者を3年生まで受け入れる必要があることや、発達障がい児を抱える保護者からは、4年生になっても就労の関係で引き続き入部を希望する声もありまして、関係者の間で今後の児童の受け入れについて検討を行ってまいりました。その結果、本年度から尾鷲幼稚園では従来どおり2教室を借用してクラブを実施し、宮之上小学校には新たな放課後クラブを設置いたします。このことによって3年生以上の発達障がい児の受け入れや学年制限の解消が可能となり、保護者の方々にもご安心いただけてと考えております。

次に、これからの広域行政のあり方についてであります。国におきまして、昨年1月、定住自立圏構想研究会が発足し、5月に「定住自立圏構想研究会報告書～住みたいまちで暮らせる日本を～」がまとめられております。その後、この報告に基づき、先行的実施団体において調査・検討がなされ、12月26日に定住自立圏構想推進要綱が制定されました。また、先月20日にこの要綱等に関する説明会が総務省主催で開催され、担当者を派遣し情報収集に努めております。鳩山総務大臣により、縄文以来、自然との共生を基本的な考え方としてきた我が国の歴史・文化に基づき、人も自然界の一員という謙虚な姿勢のもと、豊かな自然環境を大事にしながら、活力ある地域社会を形成していくため、新たに地域力創造プラン、いわゆる鳩山プランと言われておりますが、これを展開し、さまざまな主体が連携して地域力を高めるための取り組みを支援する施策に順次取り組むとされております。

その第1番目の柱として、定住自立圏推進要綱が位置づけられ、そのほかに地域連携による自然との共生の推進や条件不利地域の自立・活性化の支援もあわせて示されております。なお、この構想の推進に向けた財政措置も示され、これに付随する関連施策及び財政補てんメニューも今後検討されていくと聞いております。本市では、この鳩山プランに基づく各施策について、現在、事務担当者レベルで県及び近隣市町と詳細な部分の勉強会及び検討を重ねているところであります。また、この定住自立圏構想の目指すべき方向は、安心して暮らせる地域、生活に必要な都市機能の確保であります。今後、本市も生活機能の確保を目指し、さまざまな取り組みを進めていく必要があります。定住自立圏構想以外にもさまざまな生活圏の確保を目指した施策が国から示されると聞いておりますので、国の動向に注視していきたいと考えております。

そのほかのご質問につきましては教育長並びに担当課長から説明させます。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（田中稔昭君） 濱中議員の幼児教育、特に輪内地区における幼児教育についてお答えいたします。

教育委員会におきましては、幼児教育が人間教育の根幹であることを認識し、あらゆる教育活動、特に遊びを通して健康な心や体、コミュニケーション能力、道徳性、好奇心、豊かな感性など、生きる力の基礎を培う教育を推進しなければいけないという認識を持っております。そういう立場から、「尾鷲市教育の目標」という冊子の中にも四つの重点項目を設定し、各幼稚園に対してその具現化

を図ってもらっております。現在、尾鷲市には尾鷲幼稚園、三木幼稚園、飛鳥幼稚園の3園が設置されておりますが、それぞれの園が特色ある教育を展開しております。そのことは、保護者の間でも一定の理解を得ているものと思っております。一方で、急激な乳幼児の減少に伴い、在籍幼児数が年々減少しております。特に輪内地区においては、三木幼稚園、現在5名、飛鳥幼稚園、現在3名というように、極小規模のために園児同士の望ましい集団生活体験が乏しく、生きる力の基礎となる集団性、社会性といったことがはぐくみにくいという大きな課題を抱えています。少人数の学級においては、一人一人に行き届いた教育が行えるということについてメリットはありますけれども、一方で今後の尾鷲市の幼児教育を考えたとき、現在の状況では望ましい幼児教育の推進は極めて困難であると判断せざるを得ないところもございます。また、輪内地区の2園の統合が行われたとしても、期待できるほどの幼児数の確保は望めないと考えております。抜本的な政策と申しますか対策を打ち出さない限り、今後の輪内地区における幼児教育、幼稚園教育の展望は持てないということは明らかであります。これからの乳幼児数の推移、適正規模を考慮しながら、関係者及び各関係機関と継続的な協議を続け検討していく必要があると考えております。

また、もう一点、濱中議員のご指摘にありました三木里幼児学級についてでございますが、九鬼にもございますように、幼児学級につきましては、それぞれ歴史的な経緯もございまして、現在まで大きな役割を果たしていただいております。しかし、このことについても、先ほどの輪内全体の新しい幼児教育のあり方を検討していく中で、同時に、どうこれから整理あるいは集中化していくかという問題とあわせて考えていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

あと、残りの点につきましては、視察等の件、あるいは放課後の子供のクラブ等につきましては、担当課長の方からお答えをしたいと思います。よろしく願いします。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（吉澤壽朗君） それでは、濱中議員のご質問の、昨年実施しました認定こども園の視察の成果について、メリット、デメリットということでお答えしたいと思います。

昨年7月23日、24日の2日間、米原市、大津市、伊賀市を訪問しました。幼稚園を担当する教育総務課長として感じましたメリット、デメリットを報告さ

せていただきます。

メリットにつきましては、一定の集団が形成されます。そういうことで、現在よりもそういった経験の中で子供たちが集団性、社会性がはぐくまれ、幼児教育の目的が達せられることが挙げられます。また、こういった認定こども園になれば教員数も複数になることが考えられますので、相互研修が可能となり、研修内容も豊富なものとなり、交流も促進され、お互いの資質向上へつながっていくという点を感じられました。それ以外には、一般的でございますが、こういった制度を導入することで就労証明がとれない状態でもこども園において対応することができるということをお聞かせしていただきました。また、直接こども園に申し込むことができるようになるそうです。そして、8月の夏休み等の期間でも、いわゆる短時部という短い保育の期間、短い時間を預かっての保護者の方も長時部へ、その施設の中で変更することが容易にできるということなどを聞かせていただきました。

デメリットということでございますが、これは課題とも言えるんですが、園で直接契約することにより、それらの事務がかなり増加するというふうにお聞きしました。また、現在の尾鷲ですと、保育園の保育料の違いがございまして、その調整をどうするか、また具体的に設置のことになってきましたら、尾鷲ですとそれぞれの地域からアクセスということで、バスで幼児がよいのかどうかと、そういったことも考えなきゃいけないと感じましたし、PTA活動でそれぞれ保護者を対象に行う場合でも、やはり土曜日にするのか平日にするのか、そういった配慮も必要だというようなことをお聞かせいただき、デメリットというよりも課題というような形で感じてきました。

それから、もう一点、今後5年間の人口、未就学児の推移ということでございますが、推計も含めまして、平成20年度には輪内地区で54人、それが平成21年には58人、平成22年には57人、平成23年には65人、24年には68人と推定は出ております。しかしながら、平成23年、24年につきましては、この調査の仕方の中で、平成19年4月から平成20年4月までの1年間の出生率が前の三、四年より高いもんですから、そういったことで、かなり維持よりもふえるような傾向が出ておりますが、私どもとしては平成20年、21年、22年の50人レベルの数字で推移するものと理解しております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 生涯学習課長補佐。

教育委員会生涯学習課長補佐（児玉佳高君） 続きまして、濱中議員のご質問について説明させていただきます。

ご質問の「いきいき尾鷲っ子」は、放課後子ども推進事業として新年度より本格的に水曜日、土曜日を中心に体験講座を実施するもので、市内の全小学校を通じて募集を行います。体験活動の場所として、中央公民館及び学校施設のほか出張所管内の施設を利用するなど、また体験活動の内容についても、すべての小学生が参加しやすいよう計画を立ててまいります。

本事業は、さまざまな体験を通して、子供たちに社会性、自主性、創造性を養わせ、豊かな心やたくましさをはぐくむとともに規範意識を身につけさせること、また子供、親、地域社会との交流活動を通して、家庭、地域の教育力の向上や地域社会の活性化を図るべく実施してまいります。

議長（三鬼和昭議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 丁寧なご答弁ありがとうございます。では、一つずつ確かめさせていただきます。

その前に、教育長は20年度のご就任ということで、昨年の飛鳥幼稚園のいきさつのあたりをどのように聞かれているかということがちょっと気になるところなんですけども、昨年、飛鳥幼稚園がどの時点で廃園になるかどうかという議論の中に、私も保護者の方とか地域の方たちのお話を重ねて聞かせていただきながら、いろいろと教育委員会にお話をしたり要望したりしてきて途中で、地域の人たちにこのままの形で飛鳥幼稚園を残していただきたいという要望は一度もいただいておりません。その中には2人や3人の幼児教育が当たり前の形ではあると思っていないという言葉もいただきました。それをすごく私も理解ができましたので、それを、形を変えるのであれば、子供たちの今後の処遇やそういったものにいるんな要望も聞きながら回を重ねて、皆さんとの話し合いを十分に持った上で次へ進んでいただきたいという思いで動いてきたんですけども、後で漏れ聞くところによると、飛鳥幼稚園の廃園が遅くなったのは濱中が残せと言ったという言葉聞いたもんですから、ちょっと真意が伝わっていないのであれば、ここでわかっていただくためにお話をさせていただいておこうと思います。

先ほどご説明いただいたように、本当に三木幼稚園の5人ですとか飛鳥幼稚園の3人というのは、本当に幼児教育という観点からいけば、それはかなり無理がある数字であろうとは思いますが、ただ、今ご説明をいただいた中で、教育長、三木幼稚園、飛鳥幼稚園、あとは二つの幼児学級においても、児童数が本当に幼児

教育を支えていく上で無理が来ている状況だというご理解はいただいているようなのですが、じゃ、次のステップに移るのに、飛鳥幼稚園一つを見ましても数年かかっております。ただ、数年かかって、なくなるのが来年の春、そのときに、まだこれからどうしようという話もしていない、三木幼とあと二つの幼児学級に対しての話し合いがどの時点でだれを対象に進めていかれるのか、まずその点、1点お聞かせいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（田中稔昭君） 今の濱中議員のご質問にお答えをしたいと思います。十分なお答えになるかどうか分かりませんが、昨年度、私は教育長に就任しましてから認定こども園等のお話も聞かせていただきましたし、飛鳥幼稚園の廃園が間近に迫っておることも聞かせていただきました。そんな中でどのように進めていくかということで、一定の計画が前年度にあったようなのですが、それについては頓挫をしているという状況が正直あったようでございます。そういうことから、うちの教育委員会内部の話し合いも当然行いましたけれども、今までかかわっていただきました、先ほど言いました関係団体、関係課というふうに申しあげましたけれども、福祉保健課とか、その関係の団体等とも話し合いを持つ機会を持っていただきまして、その中で今後の輪内地区の幼児教育をどういうふうに進めていくかということで何回か話し合いを持たせていただきました。

一方で、私どもの管轄します幼稚園につきましては、特に飛鳥幼稚園と、それから三木幼稚園でございますけれども、保護者の方々全員に集まっていたいただきまして、学校の教諭と園長も含めて、それぞれの懇談会を持っていただきました。忌憚のないご意見をいただいたというふうに思っております。保護者の方々からいただいた意見は、総論においては一致しておったというふうに考えていいと思うんですが、今ご指摘いただきましたように、このままでは不安であると、できれば多人数で本当に幼児教育ができるような形をお願いをしたいと、しかも、それを早急をお願いしたいという2点ございました。それを受けながら、しかし、各論になってくると、やっぱり近場がいいとか、それから施設の問題があったり、いろんなこともまた同時に要望として出されておりました。

ただ、皆さんがおっしゃったのは、最終的には市としてのプランをできるだけ早く欲しいと。そのことは気に入る、気に入らないは別にして、全体というか保育園の関係の方も含めて、幼稚園関係者だけじゃなくて全体の中で提起をしてもらって、それを議論した方が、地域エゴ等が出なくて早く話が決まるのではない

かなということもいただきました。しかし、なかなかこの問題は微妙なところもございまして、市の財政とかいろんなことがございますし、分散した今の状態のままではいけないことは、皆さん、わかってみえると思うんですが、果たしてどのように議論を詰めて集約していくかということについては、まだ若干の時間がかかるんだろうというふうに考えております。ただ、とまっているわけではないので、そういう関係者の間で話し合い、検討をしようということで、それは続けさせていただいている。で、できれば議員がおっしゃるように、22年度に向けて一定の成果というか見通しを早くつけたいという思いを持っております。ただ、これは教育委員会だけでできない問題でもございますので、その辺は先ほど申し上げましたように、関係各課等と検討しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） よくわかりました。多分教育長のおっしゃることは、私がお願いしたいところとかなり一致しているんだなというふうに聞かせていただきました。ただ、やはり今回の所信表明で示されたあたりだけを見ますと、賀田にある保育園が約6,000万円かけて改修される、そこに安心の子供たちの集まる場所ができるという事実が一つ。いつも市長がおっしゃられる、お金がなくなっているんなことができないという、その苦悩の言葉からもあらわされるように、じゃ、輪内の中の子供たちが、この先、年間、これはゼロ歳から5歳までが60人前後ということになると1学年10人ぐらい、これが保育園と幼稚園とに分かれていること自体がやっぱり無理があるのかな、一つのところになって、それを認定こども園というふうな位置づけができないのかなというような、その辺の模索があるのかと理解しているのですけれども、では、南輪内保育園は6,000万円かけて改修することによって、場所はおのずとそこに決まってくるようなことではないんでしょうか。それはどなたにお答えいただければ、教育長なんでしょうか、福祉課の方の担当なんでしょうか。その辺はまだ詰まっていないのか、まずその辺だけ。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 南輪内保育園のアスベストは、先に生活文教常任委員会の方でも報告申し上げましたが、屋根裏の断熱材として使用しております。先般も調査しましたところ、かなりの部分で屋根の天井からはがれ、剥離して天井裏に落ちている部分も見受けられるという部分でございまして、現在の耐震工事

等も含めて、やはり何かあったときにアスベスト飛散という状況を考えれば、早急にアスベストの除去及びそれに伴う修復事業をしなければならないと。福祉保健課としましては、市町村における保育行政というのは、児童福祉法第24にのっとり必置業務でございます。ある部分でいえば、認定こども園とのリンクの中でも考え得ることもできますが、それと外したとしても、保育園の安全なハード事業という部分ではしていかなければならないと。議員さんが言われるような認定こども園も、当然、私ども行政の中では視野に入れておりますが、まだ関係者間で協議事項になっているという点でご理解ください。

議長（三鬼和昭議員） 11番、瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 決して答えを急いでいるわけではないんですけども、ただ、その数字の上で見ますと、そういう単純な考えが浮かんでしまうというあたりでの確認でございます。それは、確かに保育園は幾ら市の方に設置の義務があるとはいっても、運営は今、民間のところで行っているわけでありまして、民間の方の経営に関するところまで踏み込むわけにはいかないと思いますので、そのあたりはその辺で理解しておきたいとは思いますが、ただ、限られた予算の中でどうしても輪内において幼児教育を存在させるには、そことセットした認定こども園、そういった考え方をしなければならないというものなのか、例えば、これはすごい極端な話ですけども、保育園は必ず要るものとして、ただ幼稚園としての人数が足りない、そういうときに、認定こども園なのか、それとももう幼稚園は尾鷲市として1カ所にしようという考えもあるのかなというあたりも考えるんですけども、そういったところまでも、まだ方針としてはいってないですか、教育長。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（田中稔昭君） 議員のおっしゃるように、いってないかと言われると、いってないとしか答えようがないんですけども、当然、両方議論の中では出ております。ただ、地域の方々、特に輪内の保護者の方々は、やはり輪内地区に1園欲しいということははっきりおっしゃっておりますので、その点については、その方向を目指していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 11番、瀨中佳芳子議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 目指す方向を今、聞かせていただけたと思います。

それでは、ゼロ歳から5歳の未就学児が大体年間50人前後という中で、やはりそういった幼稚園、保育園が一体となったものを目指していくところが目標の

結構大きな一つであるというところを前提にして、じゃ、今、認定こども園が尾鷲市として可能であるかどうか。さっきメリット、デメリット、課題とかを聞かせていただきましたけども、先ほどのは検証の中での課題であったと思います。それはイコール尾鷲市の課題と言えるのか、それとも今、特に輪内地区のあたりとなりますと人数的にもかなり少ないし、あとアクセスの問題でもかなり特殊なものがあると思うんですけれども、認定こども園という形を考えたときに、輪内地区にこれを置くための、今、超えなければいけないもの、そのあたりがわかっていっしゅれば、福祉課長でも教育課長でも結構です、お答えいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 現在の認定こども園の設置が、まだ全国で200台かと思うんですけれども、基本的には認定こども園を厚生労働省、文科省が進めた経緯というのは、待機児童の解消策であります。それとは逆に、今ほど教育長が申しましたように、幼児教育における集団教育とか集団生活というものが果たせていけないという過疎地における地域事情を勘案して認定こども園をつくるという事例も多々ございます。輪内地域において、先ほどから教育委員会の方も申し上げておりますように、実際三木幼稚園で5名、三木里幼児学級で5名、飛鳥幼稚園で3名、13名でございます。南輪内保育園で、この平成20年3月時点で入園している児童は21名でございます。合わせますと34名になると、現在の幼稚園部門で13名と保育部門で21名というのを合同した方が、より同じ4歳児、5歳児においても集団教育というものがもっともっと充足された教育になり得るのではないかなと。

ただ、先ほど教育総務課長が申しあげましたように、私どもも滋賀県の方への視察に同行させてもらいましたが、やはり認定こども園と保護者が直接に契約するであるとか、保育料を決めるであるとか、法人会計が別々であるとかという、今度は運営する側の問題が1点あります。なおかつ現状ではまだ多少の過渡期ということで許されている部分もございしますが、例えば、保育士の資格と同時に幼稚園教諭の資格を持っていることが望ましいであるとか、逆に幼稚園教諭の資格しか持っていない場合に長時間利用児をどう処遇するのかとか、保育指針等もございしますので、その辺の部門も運営上の問題として何点かあるなと。あとは、先ほど教育総務課長が言われましたように、地域上の送迎の問題等も現実の地域課題としてはあるのかなと思っております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 11番、瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） はい、よくわかりました。

そうしましたら、認定こども園の型は四つほどあるように聞いておるんですけども、もしも輪内地区で実施するとすれば、どの型に当てはめることができるのか。やるのであればという前提で結構です。その四つの型のどれを選ぶことになるのかというあたりを聞かせていただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） これを申しますと非常に苦しい立場になるんですけども、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型という四つのパターンがございます。それぞれの各県においても幼保連携型が多いのは事実でございますが、本市の場合に、公立の幼稚園、地区会が経営する幼児学級、民間社福法人が経営する保育園というのがございます。私どもは、当初、幼保連携ということで文科省とか厚生労働省の方にも、本省にも聞きましたが、公立の幼稚園と民間の社福法人が経営する保育所が幼保連携型というのは無理ですよ。あえて言えば、社福法人がいわゆる幼稚園の事業を認可事業としてとろうと思うと約2年かかるであろうということも聞いておりますので、今、最短、この地域の事情から勘案したら、保育所型の認定こども園、もしくは幼稚園型の認定こども園のいずれかになるのかなと思っております。事業運営主体が、例えば社福法人の尾鷲民生事業協会さんをお願いするパターン、もう一つは公的に直接尾鷲市が直営方式で認定こども園をする場合、この二つに分かれるかと思いますが、現実の保育士、幼稚園教諭の両方の資格を持っている人数等の問題等も運営上の問題としてかかわってきます。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 11番、瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） わかりました。それはこれからの課題なんですね、運営していく上で。それはどちらになるにしても、今、この尾鷲市においては、保育所と幼稚園については、もう対応窓口が違っておりますけども、これが一つになる場合でも、幼稚園機能と保育園機能は幼稚園型になろうと保育園型になろうとあるわけですから、その場合、対応窓口はどういったことになりますか。これが認定こども園という前提にして、その窓口はどういうふうになるのか、その辺をお聞かせいただきたい。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 基本的に入園の受け付け、契約等については認定こども園と保護者という直接契約方式に現状の認定こども園の中ではなっております。ただ、直接契約方式の是非というのも問題もありますし、その辺については認定こども園ができた暁において、受け付けであるとかいろんな問題については協議する必要があるかと思いますが、現状では、私ども保育園業務を担当してある福祉保健課が中心となって進めていく必要もあるかなと思っておりますが、ただし、私ども福祉保健課の方では、今の教育委員会さんが所管している幼稚園教育指針であるとかという部分については当然全く門外漢でございますので、その辺については教育委員会さんの方と連携しながら進めていく必要があるかと思うんですが、主たる軸足としては私ども福祉保健課が責任を持って対応をする、進める必要があるかと思っております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） はい、わかりました。そうしますと、でも、そのあたりは全く教育委員会がかかわらなくなるというものではないですね。一応今は輪内、九鬼地区あたりのことを聞いておりますけども、尾鷲幼稚園というのはまだしばらく存在、しばらくという言い方は語弊がありますが、尾鷲幼稚園があって、そこはもう教育委員会の管轄であるということがあるわけで、それでこども園の形になったとしても、幼稚園という枠がある以上は教育委員会としてはかかわっていただくという。でも、その中には先生の資格であるとか、あと子供たちの時間の問題であるとか、そういったまだまだ今からがそこを対応していく、片づけていく問題があるわけですね。それで1点、直接契約のことについてお伺いしたいんですけども、この幼稚園から認定こども園、保育園から認定こども園の流れの中で、保育料というのは親が選択する中でのかなり大きなポイントになると思うんです。そういったときに、直接契約になり、それで福祉保健課が担当すると、窓口が民生の方のものになった場合、私的契約ということであると保育料の方も園で決めるということが起きてくるわけでしょうか。これは尾鷲の場合というんじゃなくて制度上の話でしてくれればいいと思っておりますけども。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 基本的には直接契約方式ですので、認定こども園とその園を利用する保護者との契約になりますが、その認定こども園の方からは自治

体に保育料のこういう額でいきますと、徴収金額はこういうことですよということ  
で報告義務がございます。そこにおいて不適切な保育料であれば、自治体はその  
認定こども園に対して指導・勧告することができるということになっております  
ので、現状では現行の国が決めておる保育料とほぼ同程度のものになるであろう  
し、そこから生ずる負担というのは、今の現行の保育料制度と変わっていないと。  
大津の保育園においても、例えばそういう保育料の徴収担当は自治体の方にお願  
いしておるといことも視察の結果伺っておりますので、その地域の人にとって、  
尾鷲市内の保育園に行っておる人と輪内にできるであろうとする認定こども園と  
の保育料に差をつけるようなつもりは毛頭ございません。

議長（三鬼和昭議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） よくわかりました。急いでほしい、早急にという地区の  
言葉もあるということを知れば、22年度春のことに関して、あと半年、10カ  
月あたりの間で、回数を重ねれば無理ではないのかなというふうには思うんです  
けども、ただ、今までいろんなところでの統合の話であるとか、そういうことが  
年度をまたいで長い時間かけてやってきたという過去を振り返りまして、そのあ  
たりだけちょっと不安があるんですけども、そこは回数を重ねるといことで時  
間を稼いで、できるだけ子供たちにとってよい状況をつくってやっていただきた  
いと、そこは要望にしておきます。

それでは、次に放課後児童クラブのことなんですけども、先ほどの質問の中で  
説明していただいた宮之上小学校で行われる発達障がい児の子供の受け入れに関  
して、もうこれは、そのまま尾鷲小学校と一緒に民生事業協会がやられるんでし  
たでしょうか。私、ちょっと聞き漏らしたのか、説明されたのに聞いていなかっ  
たんだったら申しわけないんですけども、その受け入れ組織はどこなのか教えて  
ください。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 現在、尾鷲小学校においては民生事業協会に委託して  
おりますが、地元新聞等でもご存じのように、保育園の保育士さんも非常に不足  
しがちな状況になっておるとい点が1点。あと、障がい児のデイサービス事業  
を、今、自立支援法の関係で受けていただいて事業運営していただいております  
NPO法人あいあいさんがございますが、今回の宮之上小学校放課後クラブにつきま  
しては、NPO法人あいあいさんに委託する予定でございます。

議長（三鬼和昭議員） 11番、濱中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） はい、わかりました。発達障がいの子供たちの日常の中で、まず日常の流れからちょっと外れたこと、例えば習慣になっている場所であるとか、いつも接する人とかがかわったときに、なかなかそこになじむのに時間がかかるとかという特性があるというふうに聞いたことがございます。そのあたり、尾鷲小学校の方でやっていたときに、担当していた方がかわるとい、多分かわるんでしょうね、受け入れ組織がかわるんですから。そのあたりのスムーズな移行というものが要かと思うんですけども、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 現在、尾鷲小学校で発達障がい児の方、放課後クラブを利用されておられる方が6名ございます。新しい21年度から、そのうち現在3年生で4年生になっても宮之上小学校で見てほしいよという人も2名おられまして、現状、今のところで受け付けの段階で6名ございます。尾鷲小学校の発達障がい児を担当していただいております保育士さん等が今4名おられると聞いておりますが、その人方の意向でございます。引き続いてあいあいの方に協力するよと。あいあいの方では、理事長の方で、できればそういうノウハウ、決してあいあいさんの方にそういうノウハウがないということではございませんが、そのまま引き続いて来てくれるのであれば、ぜひともお願いしたいという意向も聞いております。ただ、保育園で発達障がいを持っておられる方は、小学校入学の時点で環境も担当も、児童も変わりますので、多少の何ヶ月間かのそういう気分上とか、いろんな不安感というものはあるかと思うんですが、これもおいおいに減少していくものかと思っておりますので、万が一、今の尾小の放課後クラブの担当員がいただけなくても、その辺は努力して頑張ってもらうしかないかなと思っております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 11番、瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） あいあいさんの方に不安を感じるという話ではなくて、やはりそういう障がいの特性としてというあたりをご理解いただきたいと思っております。

それで、これは市長にもご答弁いただかなければいけないのかなと思うんですけども、やはり場所が変わることの不安感を抱えた発達障がい児を受け入れるために用意した場所が宮之上小学校というところにちょっと疑問を感じるんです。

といいますのは、今準備されております学校耐震の総合計画の中で、これから示されていくんだらうとは思いますが、補強が可能であらうというようなことが出ているようには聞かなくて、それにしても一度は必ず補強の工事であらうと建てかえであらうと、宮之上小学校は現在安全な場所でないことは確かなんですよね。そのあたりで、今後この耐震補強なり改築なりいろんな動きが考えられる上で、長期間の継続事業であるということの前提であれば、もっと確実に安定した場所を探すことができなかつたかなというような思いがあるんですけども、そのあたりどうでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 濱中議員のおっしゃることはよくわかります。ですので、尾鷲市として今、最重要課題の一つとして学校の耐震化を進めていくということでございます。今回、次世代育成支援の中で中身を厚くしていこうという形でございまして、保護者の方々の意向もございました。尾鷲小学校の教室が今、手狭になっているという状況の中で、保護者の皆さんとも担当課の方で十分話し合いを持っていただきました。その中で保護者の方々のご理解を得た中で、今回、宮之上小学校というふうにさせていただいたわけですが、濱中議員がご指摘のとおり、確かに耐震ということに対しましては、本当にこれは速やかに耐震補強をやりたいというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） そしたら、保護者の方と今後も運営についてはいろいろ連絡をとりながら、よりよい方向を見つけていっていただきたいと思います。

あと、「いきいき尾鷲っ子」に関して、ご答弁いただいた中に、対象が1年から6年までである、これから多分委員会なんかでも、その実施内容、企画あたりが示されていくんだとは思いますが、今、説明の中に、年齢を超えて楽しめるような企画にしていってというふうに伺いました。もう一つは、これはもう男女共同参画の意義から言えば、男の子だからとか女の子だからというような遊びであり勉強でありという分け方は、もう現実的ではないのかもしれませんが、そこは男の子が気に入る遊び、女の子が気に入る遊び、勉強内容にしてもレクリエーション内容にしても、やっぱりそのあたりも気になる場所もありますので、年齢に関しても、同じ一つのスポーツをするにしても1年生と6年生ではかなり、楽しみ方によってできないことはないでしょうけども、やはり差もある。そのあたりは今後運営していく中で、ぜひ企画の重要ポイントの一つとして取り上げて

いっていただきたいと思います。これはもう要望だけにしておきます。

最後に、定住自立圏構想に関して、市の方でもいろいろご理解いただいて研修も進んでいる様子なので少し安心いたしました。これは議員の立場としても、これから入り口に立って入っていき勉強させていただく部分だと思しますので、中身に関しての一つ一つの細かいことを言っていくつもりはありません。ただ、ネットワークを組むということにおいて、なぜ今回このような話をさせていただくかといいますと、事務レベルでどういうふうな勉強会をしようと協働をとろうと、市長における周りとの信頼関係の結び方というものが、こういった事業にも直接かかわってくるというふうに感じているからなんです。所信表明の中でも言われました民間組織とか、あと周辺の市町、今回のこの定住自立圏構想なんかにおいても、本当に市長の考え方一つでいろんな事業というものに対する取り組みが違ってくると思うんです。これまでこの1年間、外部の組織であるとか民間組織であるとかの方たちとの、これはどっちが正しい、どっちが間違っているという話ではなく、もしかすると市長と、その対する外の組織の方との意見の違いがもしれませんが、そこが相入れなくて、言い方が適切かどうかわかりませんが、もめた状態になることも一度や二度ではなかったように思うんです。そうしますと、やはりこういった周りとの連携を考えなくてはいけない、こういった構想事業を今からやっていく中で、今までの市長がとってきた立ち位置というか態度に関して、市長はこれからやめないで頑張っていくんだと言えば、どういうふうに考えているのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 車社会がどんどん進んできたという状況の中で、昔と比べて生活圈というのはどんどん広がってきているのかなという印象を私も当然持っております。高速道路もどんどん延びてきているという状況の中で、尾鷲市とか近隣の紀北町や熊野市でありますけども、おのおのだけで今後生活圈をカバーしながら自立してやっていけるかといえば、そうでもないと思いますし、そういう意味で、今、東紀州という枠組み、それから今、県の方から南三重という形での協議会もございますけども、そういう中で一緒にまちづくりをしようじゃないかという動きがございます。今回、この鳩山プランの中で、国としてもきちっと地域圏といいますか生活圈というものを築くべきじゃないかというような構想がございますので、今後、国の動向を見ながら、先ほども申し上げましたように、財政補てんのメニューもあるという話を聞いておりますので、その中で私も、とにか

く近隣の市町とは別に今けんかしているわけでもございませんし、いつときは合併の話がうまくいなくて、尾鷲市が自立の道を歩むということになりましたけれども、今の時点で近隣の市町と特にいざこざというものもないと思いますし、首長レベルでは協力してやっていこうねという話を常にしておりますので、私もそういう意味では今後とも引き続き東紀州、それから南三重という枠組みの中で考えていきたいなというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 私、ちょっと回りくどい言い方をしてしまったので、多分市長にお答えいただくところが私の思いと違うところになってしまったなと思うので、もうはっきり申し上げます。そうなんですよ、けんかしているなんてことは思っていないんです。せんだって高速道路の開通式のときに、大内山インターのところの期成同盟会の祝賀会といいますか、そういった場所で、市長がほかの首長たちのいる集まりの中にいらっしゃらなかったことがありましたよね。後ろの方に下がっていらっしゃった。私はあのときに、それこそこの事件の発覚後でしたから、それを気にして出てこれないのかしらというふうに思ってしまったんですけども、ああいう場所で皆さんの輪の中に入って、いろんな方にごあいさつをする、お互いの今考えていることをやりとりするという場所に使われる場所ではないかというふうに感じるんですけども、じゃ、ああいう場所で皆さんの輪の中に入ってこれないのはなぜだったのかなというあたりを聞かせていただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 紀勢道の期成同盟会というのは、この前もその2月7日の日に会合がございましたけど、あのときに大紀町の柏木町長が言われておりましたけれども、期成同盟会というのは以前の長野市長が立ち上げたものだというので、第1回目の会合が尾鷲市役所であったということで私も聞きまして、本当に感動した次第でございまして、やっと大内山まで延びたなという感じでございます。ただ、あのときに私はいろいろ新聞をにぎわしているということもございまして、謙虚に後ろの方にいたわけですけども、ただ、そういう中でも、知事始め、それから道路関係の方々、それから三ツ矢先生始めいろんな方々とお話はさせていただいております。そういう意味で、あのときは謙虚にしておりましたけど、そうかといって何もしていないというわけじゃなくて、先月の19日の日にも副知事始めいろんな方々、近隣市町の首長さんと一緒になって引き続き道路陳情に参り

ましたし、常に近隣の首長さんとは電話連絡をとったりとか、連絡は密にしておりますので、時期的なことでもございましたので、あのときだけをとらえられるとちょっと困るんですけども、きちんとその辺の連携をとっておりますのでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） そうですよね、私はあのときだけ見たことを言っておりますので、確かにそこだけを取り上げればと言われればそうなんでしょうけども、あのときに、事前に委員会でも、こんなときですから行かない方がよろしいのではないですかというお話もありましたよね。あれを見て、だれも謙虚に後ろに下がっているなんて思いませんよ、あの態度は。前に出てこれないのかなというふうに思ってしまうわけですよ、ああいうことをされるとね。あそこへ出てくるからには堂々とされるべきだと思います。あそこで堂々とほかの人たちの中に入れないのであれば、本当に自粛をされるのがよかったというふうに感じました。要望のことですか、各地へ行くときにほかの近隣の方々と一緒に行っているのも存じ上げております。みんなと行っているのも聞いております。でも、幼稚園の遠足じゃないんですから、ついていけばいいという話じゃないもんですからね。そこで一体どのようにして動くのか、どのように自分をアピールするのか、そのあたりによってどういう事業がこの尾鷲にやってくるのか、そのあたりを計算して動いていただきたいということを申し上げているのです。

今回の鳩山プランの中にもいろんな連携のやり方が載っているわけですよ。これは近隣の東紀州地域としての考え方以外に、例えば、東京でCO<sub>2</sub>がたくさん出ると、そしたら、それをどこかの木をたくさん植えている山にそこを肩がわりしてもらおうというような、隣近所だけではない田舎と都会と結びつきとか、そういった形も示されておりますよね。今、現に熊野市ではフェリシモの森なんていうものができてきておまして、都会での空気を汚す分、田舎でそこを私たちが浄化しますよというような結びつき、これも事務レベルでの調査はもちろん必要ですけども、トップセールスによって、そこの人脈、人とのつながり、信頼関係によって生まれてくるものが多いわけです。尾鷲市にも尾鷲の森がございますけども、その動きなんかも今のところ大きくは見えてきていませんよね。そういったような外とのつながりとか中でのつながり、信頼関係というものに、今、市長の置かれている書類送検をされている身というものは、尾鷲市政の運営にとってはとても邪魔になるとは思いませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 先ほどちょっと言葉が足らなかったんですけど、謙虚さはやっぱり私は必要だと思うんですよね、南議員からも先ほどご指摘がありましたように。ですから、謙虚にしていけないときは謙虚にしなければいけないと。ただ、やはり陳情のときには、この期成同盟会は今、実質的には尾鷲が中心ですので、会長は知事になっておりますけれども、この前は副知事が先頭に立ってやられていましたけれども、そういう場におきましては、私は積極的にもう真っ先になって名刺も出しましたし、尾鷲のことを早くやってくれということは申し上げておるつもりでありますし、やるときはやらないといけません。場を見て、あの2月7日の時点でいろいろと今後ご相談させてくださいという形で知事にもお話しさせていただきましたけど、やっぱり一定の謙虚さは必要だと思いますし、常にそういうことも考えながら首長としては行動していかないといけないと思っております。

税理士法の件につきましては、今、司直の手にゆだねられているわけですので、その結果が出次第、私も身の振り方を考えないといけないなと考えている状況でございますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 11番、瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） わかりました。あくまでも司法の判断が必要であると言われる市長の言葉しかいただけないのは残念ですけれども、やはりそういったところで、それを謙虚というのかどうかというのは、多分、私と市長の考え方の違いだというふうに思います。どちらが正しいかどちらが間違っているかという話ではないのかもしれませんが。ただ、そういった尾鷲市2万何人かの公の福祉を担う市長の立場において、完全に清廉であるという立場を持ってやっていただくことが一番大切なのではないかなと思うので、やはり一度は皆さんに私が清廉であるかどうかということを確認させていただき、そのようなことは一日も早くしていただきたいと、そこだけをお願いしてきょうの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、9日月曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時13分〕